

トランプ大統領による入国規制に関する大統領令 に対する各国G7首脳等の主な反応



英国・メイ首相

（米大統領令による米国の入国制限について）この種の対応には同意しないし、我々はそのような措置は取らない。（声明）

トランプ大統領が導入した今回の政策は間違っている。（英国議会）



ドイツ・メルケル首相

テロとの戦いは、イスラム教徒ら難民の受け入れを禁止する言い訳にならない。

（トランプ大統領との電話会談において）

テロとの戦いは、いかなる場合でも、特定の信条の人々に対し、一様に疑いをかけることを正当化しない。（ベルリンでの会見）



フランス・オランド大統領

難民受け入れの原則を無視しては、われわれの民主主義を守る戦いは困難になる。（トランプ大統領との電話会談において）



イタリア・ジェンティローニ首相

開かれた社会、多元主義、無差別は欧州の柱だ。



カナダ・ドルトー首相

迫害、恐怖、戦争を逃れようとしている人たちへ。信仰にかかわらず、カナダの人はあなたたちを歓迎する。多様性は私たちの力だ。

（ツイッター）

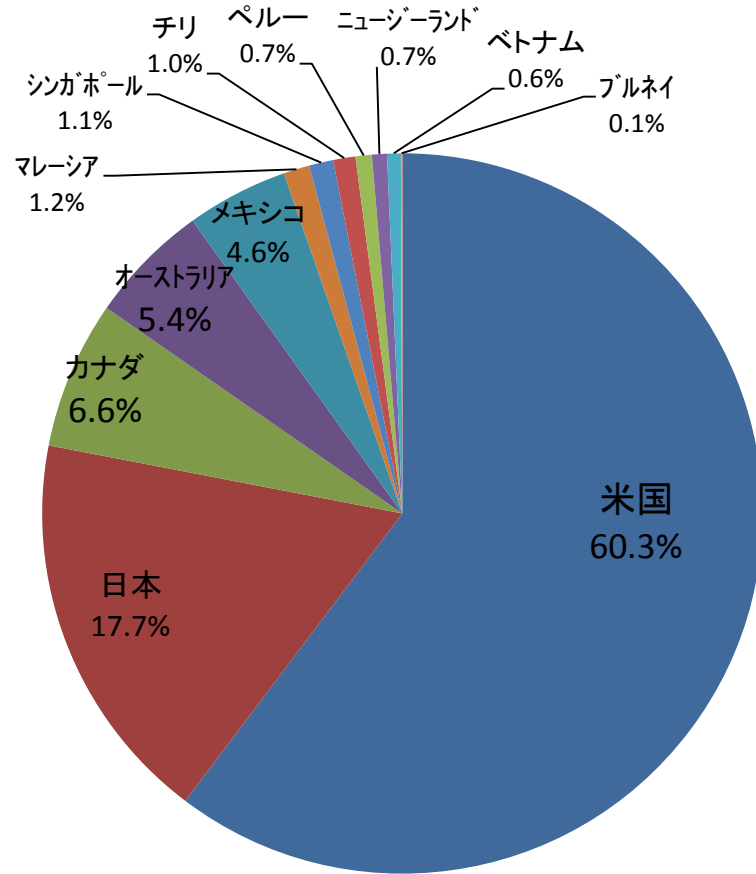


アメリカ・オバマ前大統領

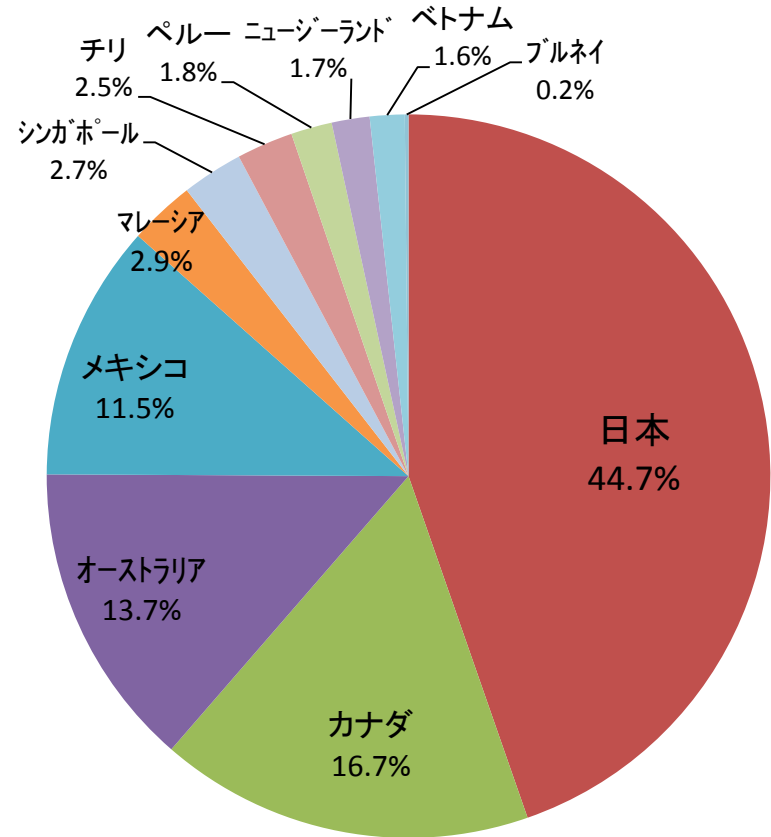
信条や宗教を理由に個人を差別するという概念には基本的に反対だ。

（声明）

TPP原署名国のGDP割合(2013年)



米国以外のTPP原署名国GDP割合(2013年)



米国のTPP離脱大統領令を受けた各国首脳、外相等の主な発言

ターンブル・オーストラリア首相

- ・アメリカ抜きでTPPを進める機会もあり、昨夜は安倍首相とこれについて活発に議論した。
(出典：1月25日 TBS)

フリーランド・カナダ外相

- ・TPPは米国が批准国として参加しなければ効力を持たないような設計になっていた。
- ・米国抜きでのTPPはあり得ない。
(出典：1月24日 ローター通信)

ムニョス・チリ外相

- ・米国を除くTPP参加国に中国と韓国を新たに加えた枠組みでの貿易協定を模索する。
(出典：1月25日 毎日新聞)

イングリッシュ・ニュージーランド首相

- ・TPPは死んでいない。代替案に取り組む。
(出典：1月24日 時事通信)

ムスタバ・マレーシア貿易産業相

- ・東南アジア地域の経済統合や東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の妥結、二国間のFTA交渉に焦点を移す。
(出典：1月25日 朝日新聞)

ペニャニエト・メキシコ大統領

- ・TPP発効は難しくなった。TPP参加国と二国間の協定締結に向けた対話をすぐに開始する。
(出典：1月25日 朝日新聞)
- ・今後は米国抜きの11か国との連携や、ブラジルやアルゼンチンとの二国間通商交渉に力点を置く。
(出典：1月25日 毎日新聞)

クチンスキ・ペルー大統領

- ・トランプ氏は自由貿易に反対で、私は賛成の立場だ。ならばどうするか。中国を始め、アジア諸国、豪州、ニュージーランドと協力すべきだ。
- ・アジア太平洋経済協力会議にインドを参加させれば、新たな貿易協定の枠組みづくりのきっかけになる。
(出典：1月25日 毎日新聞)

シンガポール貿易産業省報道官

- ・米国の参加なしにTPPは発効できない。
- ・RCEPを含めて、他の地域統合に向けた協議に参加していく。
(出典：1月25日 朝日新聞)

グエン・チ・ズン・ベトナム計画投資相

- ・米国が参加するかどうかによらず、全力で前に進めていく。
(出典：1月24日 時事通信)

平成29年2月2日(木)

福島 伸享(民進党)

予算委員会

資料3

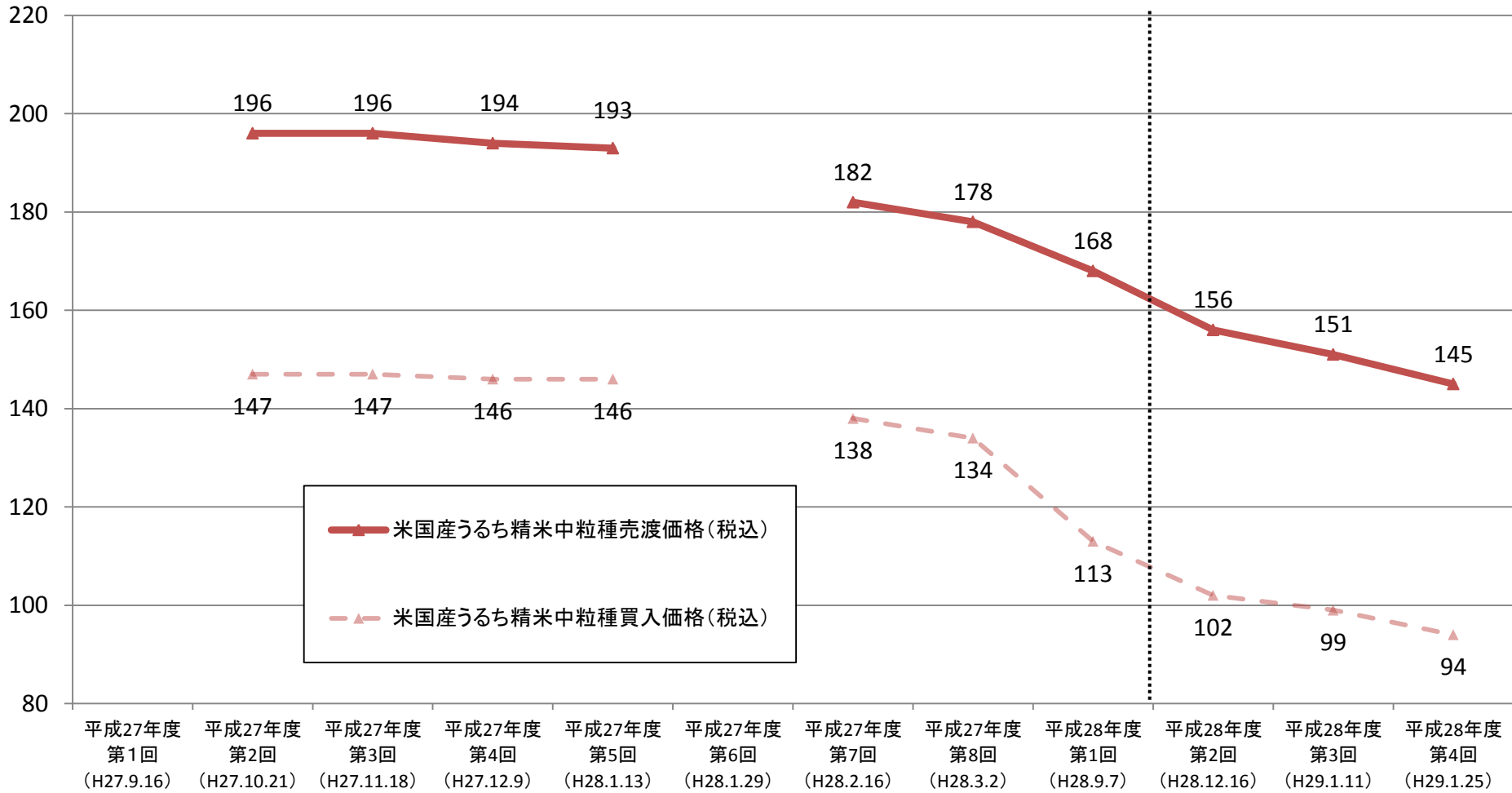
出典：各報道記事をもとに
福島事務所作成

日本の主な貿易相手国(2015年)

日本の貿易順位	日本の貿易相手上位15か国+TPP参加国	日本の貿易総額に占める割合	我が国と締結したEPAの関税撤廃率	
			往復貿易額ベース	各国貿易額ベース
1	中国	21.2%		
2	米国	15.1%		
3	韓国	5.6%		
4	台湾	4.7%		
5	タイ	3.8%	90%以上	タイ→日:約92% 日→タイ:約97%
6	オーストラリア	3.7%	約95%	豪→日:約93.7% 日→豪:約99.8%
7	香港	2.9%		
8	ドイツ	2.9%		
9	マレーシア	2.6%	約97%	マレーシア→日:約94% 日→マレーシア:約99%
10	アラブ首長国連邦	2.5%		
11	サウジアラビア	2.5%		
12	インドネシア	2.5%	約92%	インドネシア→日:約93% 日→インドネシア:約90%
13	シンガポール	2.2%	約98%	星→日:約95% 日→星:100%
14	ベトナム	2.2%	約92%	ベトナム→日:約95% 日→ベトナム:約88%
15	ロシア	1.6%		
19	カナダ	1.3%		
20	メキシコ	1.2%	約96%	
29	チリ	0.6%	約92%	チリ→日:約90.5% 日→チリ:約99.8%
35	ニュージーランド	0.4%		
46	ブルネイ	0.2%	約99.9%	ブルネイ→日:約99.99% 日→ブルネイ:約99.94%
50	ペルー	0.2%	99%以上	ペルー→日:99%以上 日→ペルー:99%以上

米国産SBS価格(うるち精米中粒種)の推移

円/kg



落札数量(トン)		0	36	236	51	620	0	1,297	976	4,866	4,515	5,390	2,767
中粒種													

国家公務員再就職者数と官民人材センターの援助を受けた数(件数) (平成20年度～平成28年第2四半期分)

府省等名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度第1四半期		平成28年度第2四半期	
	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数	官民人材交流センターの援助を受けた数	再就職者数
内閣官房	-	-	-	3	-	1	-	1	-	8	-	9	-	7	-	5	-	1	-	3
内閣法制局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
人事院	-	-	-	6	-	3	-	6	-	5	-	7	-	8	-	9	-	6	-	3
内閣府	-	2	3	12	-	6	-	13	-	16	-	9	-	16	-	17	-	1	-	1
宮内庁	-	-	-	4	-	3	-	3	-	2	-	5	-	2	-	5	-	-	-	-
公正取引委員会	-	-	-	7	-	6	-	6	-	5	-	5	-	5	-	5	-	4	-	-
国家公安委員会	-	4	1	29	-	21	-	32	-	36	-	41	-	34	-	39	-	20	-	7
金融庁	-	-	7	10	-	10	-	16	-	13	-	15	-	23	-	20	-	8	-	9
消費者庁	-	-	-	-	-	2	-	3	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-
復興庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	2	-	1	-	-	-	-
総務省	-	3	18	38	-	13	-	28	-	38	-	53	-	57	-	64	-	22	-	20
法務省	-	20	-	108	-	121	-	140	-	125	-	116	-	122	-	125	-	47	-	30
外務省	-	1	-	2	-	4	-	6	-	3	-	7	-	3	-	2	-	2	-	3
財務省	-	9	73	317	-	109	-	309	-	338	-	355	-	355	2	416	-	53	-	256
文部科学省	-	2	1	33	-	24	-	18	-	26	-	38	-	49	-	47	-	33	-	9
厚生労働省	3	14	15	160	-	69	-	69	-	87	-	92	-	108	-	107	-	58	-	42
農林水産省	-	7	29	67	-	11	-	33	-	52	-	109	1	123	-	119	1	65	2	58
経済産業省	-	4	35	84	-	38	-	70	-	95	-	115	-	132	-	100	-	37	-	45
国土交通省	-	6	54	283	-	76	-	159	-	251	-	312	-	315	-	346	-	97	-	118
環境省	-	1	-	11	-	11	-	9	-	9	-	10	-	21	-	21	-	5	-	2
防衛省	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
会計検査院	-	-	1	10	-	8	-	12	-	9	-	15	-	9	-	15	-	9	-	2
府省等計	3	73	237	1,184	-	537	-	934	-	1,122	-	1,318	1	1,395	2	1,464	1	468	2	608

特定地方警務官(注1)	-	112	-	183	-	161	-	182	-	173	-	170	-	172	-	167	-	28	-	13
-------------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----	---	----

(注1) 特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級が順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官になった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出】

「離職日」と「再就職日」の間が90日以内のうち官民人材交流センターの援助を受けた届出件数